長野市歴史的風致維持向上協議会要綱

(設置)

- 第1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号。 以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、歴史的風致維持向上計画(法 第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画をいう。以下同じ。)の作成及び 変更に関する協議並びに歴史的風致維持向上計画の円滑な実施に係る連絡調整を行 うため、長野市歴史的風致維持向上協議会(以下「協議会」という。)を置く。 (任務)
- 第2 協議会は、次に掲げる事項を検討する。
 - (1) 歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関すること。
 - (2) 歴史的風致(法第1条に規定する歴史的風致をいう。次号において同じ。)の維持又は向上に資する取組に関すること。
 - (3) 歴史的風致の維持又は向上に関し、市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 民間諸団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第6 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年8月29日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の規定に基づき最初に委嘱され、又は任命される協議会の委員の任期は、 第4の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。